

第52期 報告書

(平成29年10月1日から平成30年9月30日まで)

株式会社TKC

目次

株主の皆さまへ	1
企業集団の現況	2
連結貸借対照表	16
連結損益計算書	17
連結株主資本等変動計算書	18
連結注記表	19
会社概要	23
役員等の状況	24
株主MEMO	25

本社ビル



株主の皆さまへ



株主の皆さまには格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

第52期報告書をお届けするにあたり、一言ご挨拶申し上げます。

さて、当社の会計事務所事業部門では、栃木本社、システム開発研究所、T K Cインターネット・サービスセンター、東京本社および全国で56都市に設置するS C Gサービスセンターならびに9都市に設置する統合情報センターを拠点として、財務会計システムや税務情報システム、会員事務所の関与先を対象とするF Xシリーズ等の自計化システムの充実に努めてまいりました。特に、自計化システムに「銀行信販データ受信機能」「T K C証憑ストレージサービス」を搭載し、関与先企業の経理業務の省力化を図るとともに、「T K Cモニタリング情報サービス」の利用によって関与先企業と金融機関との信頼性を強化する活動に努めてまいりました。また、連結会計、連結納税、国税と地方税の電子申告等のシステム普及による会計事務所市場の拡大を図るとともに、法科大学院向けの教育学習支援システムの普及等にも取り組んでいます。

一方、地方公共団体事業部門においては、栃木本社および全国で13都市に設置する営業所を拠点として、行政効率の向上による住民福祉増進に資するクラウドサービスの活用支援を強化するとともに、社会保障と税の一体改革などに係る制度改革にもいち早く対応し、新規顧客の拡大とコンサルティング・サービスの充実に努めてまいりました。また、マイナンバーカードやマイナポータルなど新たな社会インフラを活用した電子行政サービスなどについて調査・研究・開発にも取り組んでいます。

さらに、本年4月には、栃木県鹿沼市にコールセンターを開業し、お客さまにより満足いただけるサポート体制の構築に努めています。

こうした活動の結果、当期における当社連結グループの経営成績は、売上高61,621百万円（前期比3.2%増）、営業利益8,679百万円（前期比1.3%増）、経常利益8,961百万円（前期比1.9%増）、そして、親会社株主に帰属する当期純利益6,158百万円（前期比1.4%増）となり、二期連続で過去最高を更新することができました。このような状況に鑑み、株主の皆さまのご期待に応えるため、期末配当金につきましては、平成30年5月にご報告いたしました50円に5円増配して1株につき55円とさせていただきます。これにより、年間配当金は105円となります。

第53期につきましても、会計事務所と地方公共団体に対するコンピューター・サービスに専門特化しながら、最新のICTを積極的に活用し、お客さまの事業を成功に導く新しいシステムやサービスの開発とサービスの一層の充実に努めてまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後とも格別のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

平成30年12月

代表取締役社長 角 一幸

企業集団の現況

1. 当事業の専門性

当社は、昭和41年10月の創業から今日まで、一貫してわが国の会計事務所（税理士事務所、税理士法人及び税理士業務に従事する公認会計士事務所）に対する情報サービスと、地方公共団体（市区町村等）に対する情報サービスの二つの分野に専門特化し、わが国の情報産業界において独自の地位を築いてまいりました。

今日、当社の情報サービスは、次のようなものとなっています。

- ① T K C統合情報センター（全国9都市）によるコンピューター・サービス
 - 1) 大量出力（印刷）を伴うバッチ処理サービス
 - 2) データストレージ・サービス
 - 3) ダウンロード・サービス
- ② T K Cインターネット・サービスセンター（T I S C）によるコンピューター・サービス
 - 1) インターネット・サービス
 - 2) イン트라ネット・サービス
 - 3) クラウド・コンピューティング・サービス
 - 4) データベース・サービス
 - 5) データストレージ・サービス
 - 6) データバックアップ・サービス
 - 7) データセキュリティ・サービス
- ③ パソコンまたはサーバーに搭載するソフトウェアの開発提供
- ④ 当社の情報サービスの利用に伴うシステム機器の販売
- ⑤ 専門スタッフによるシステム・コンサルティング・サービス
- ⑥ ユーザーに対する総合的な教育研修サービス

2. 当社グループの通期業績の推移

株式会社T K Cおよびその連結子会社等6社を含む連結グループの当期における経営成績は、売上高が61,621百万円（前期比3.2%増）、営業利益は8,679百万円（前期比1.3%増）、経常利益は8,961百万円（前期比1.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は6,158百万円（前期比1.4%増）となりました。

当期の売上高、営業利益、経常利益、および親会社株主に帰属する当期純利益は、二期連続で前期実績を超えると同時に過去最高を更新する結果となりました。その主な要因として、会計事務所事業部門においてはクラウドサービスが普及したことによるコンピューター・サービス売上高およびソフトウェア売上高が堅調に推移したこと、地方公共団体事業部門においては新たに顧客を獲得したことによりコンピューター・サービス売上高およびソフトウェア売上高が好調に推移したこと、などが挙げられます。

当期における部門別の売上高等の推移は以下のとおりです。

(1) 会計事務所事業部門の売上高の推移

- ① 会計事務所事業部門における売上高は43,781百万円（前期比3.4%増）、営業利益は8,501百万円（前期比8.7%増）となりました。
- ② コンピューター・サービス売上高は、前期比3.2%増となりました。これはクラウドサービスによる中堅企業向け統合型会計情報システム「FX4クラウド」や「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMS）」などのユーザー数が伸展したことによるものです。
- ③ ソフトウェア売上高は、前期比6.6%増となりました。これは、平成30年度税制改正における特例事業承継税制の創設などによって「相続税申告関連システム（TPS8000シリーズ）」のユーザー数が伸展したことに加え、FX4クラウドおよび「e21まいスター」のユーザー数が伸展したことによるものです。
- ④ コンサルティング・サービス売上高は、前期比11.9%減となりました。これは、FX4クラウド等のユーザー数が伸展したことに伴い、クライアント／サーバー型システムに関わる立ち上げ支援料およびハードウェア保守料収入が減少したことによるものです。
- ⑤ ハードウェア売上高は、前期比7.2%減となりました。これはクラウドサービスへの移行増加に伴いサーバー等のハードウェアの需要が減少したことによります。

(2) 地方公共団体事業部門の売上高の推移

- ① 地方公共団体事業部門における売上高は14,113百万円（前期比2.9%増）、営業利益は3百万円（前期比99.4%減）となりました。
なお、営業利益の大幅な減少は、神奈川県町村情報システム共同事業組合（13町村）等の新規受注団体のシステム移行に伴う仕入高が増加したこと、および新規に開発した法人市町村民税システム、人事情報システム等のソフトウェアに係る減価償却費が増加したことなどによるものです。
- ② コンピューター・サービス売上高は、前期比4.0%増となりました。これは基幹系システムの新たな顧客を受注したことによりアウトソーシング売上高やデータセンター利用売上高が増加したこと、L GWANクラウドサービスである「証明書コンビニ交付システム」や「課税資料イメージ管理システム」などのユーザー数が伸展したことによるものです。
- ③ ソフトウェア売上高は、前期比15.6%増となりました。これは、国民健康保険制度や介護保険制度の改正に伴うシステム改修費が増加したこと、基幹系システムおよび公会計システムのユーザー数が伸展したことによるものです。

- ④ コンサルティング・サービス売上高は、前期比11.5%減となりました。これは前期にあった市区町村向けの情報セキュリティ体制の強化（「庁内ネットワークの情報セキュリティ強化対策事業」）に伴う売上高が当期はなかったことによるものです。
 - ⑤ ハードウェア売上高は、前期比25.6%減となりました。これは前期にあった市区町村向けの情報セキュリティ体制の強化（「庁内ネットワークの情報セキュリティ強化対策事業」）に伴うサーバーやネットワーク機器等の販売が当期はなかったことによるものです。
- (3) 印刷事業部門（子会社：東京ラインプリンタ印刷株式会社）の売上高の推移**
- ① 印刷事業部門における売上高は3,726百万円（前期比1.8%増）、営業利益は168百万円（前期比1.1%増）の業績となりました。
 - ② データプリントサービス（DPS）関連商品の売上高は前期比7.8%増となりました。これは、平成29年10月に行われた第48回衆議院議員総選挙関連の受注、年度始めにおける地方自治体からの通知書関連業務の受注、官公庁からの大口受注、民間企業からの大口DM受注、およびビジネス・プロセス・アウトソーシング（BPO）案件の受注が伸展したことによるものです。
 - ③ ビジネスフォーム関連の売上高は、前期に引き続きビジネス帳票の需要減退が続いており、前期比3.0%減となりました。

3. 全社に関わる重要な事項

(1) 「大阪北部地震」「平成30年7月豪雨」および「平成30年北海道胆振東部地震」への対応について

当期は日本各地で発生した大規模な自然災害により、一部営業所において臨時休業せざるを得ない状況となりましたが、社員や営業所には大きな被害はなく、早期に業務を再開することができました。

また、当社では、被災したTKC会員事務所とその関与先企業、および地方公共団体の皆さまが早期に通常の業務に戻るよう、支援活動を実施させていただきました。

(2) TKCカスタマーサポートサービスビルの竣工

平成30年3月16日、栃木県鹿沼市にてTKCカスタマーサポートサービスビル（地上4階建て、延べ床面積4,991.99平方メートル）を竣工しました。当ビルは、顧客サポートの強化のために設立した100%子会社であるTKCカスタマーサポートサービス株式会社（設立：平成29年10月5日）のサービス拠点として、平成30年4月2日から営業を開始しました。

(3) 千葉営業課の新設

平成30年6月1日、千葉県内の顧客市町村へのサポート強化を目的として千葉営業課を新設しました。

(4) 当社名誉会長によるTKC会員に対する株式無償譲渡について

当社名誉会長である飯塚真玄氏は、平成30年3月、全国のTKC会員のうち、税理士法第33条の2に基づく書面添付の実践を新たに開始された620名に対し、個人で保有する当社普通株式の贈与を実施されました。これは税理士業界の発展を願う立場から、税理士法第33条の2に基づく書面添付の実践は税理士の作成する決算書・申告書の信頼性を税務当局および金融機関等に保証するものであり、その実践こそが会計事務所業界の発展につながるとの信念によるものです。なお、飯塚真玄氏は平成18年にも弟故飯塚容晟氏（元当社副社長）と共に個人所有の当社株式合計300万株を6,657名のTKC会員に贈与されています。

なお、飯塚真玄氏による今回の第二次贈与は、これから平成34年までの5年間、当社株式100万株を上限として実施される予定です。

4. 会計事務所事業部門の営業活動と経営成績

会計事務所事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第1項：「会計事務所の職域防衛と運命打開のため受託する計算センターの経営」）に基づき、当社のお客さまである税理士または公認会計士（以下、TKC会員）1万1,200名（平成30年9月30日現在）が組織するTKC全国会との密接な連携の下で事業を展開しています。

TKC全国会は、昭和46年に創設され、次の六つの事業目的を掲げて活動しています。

- 1) 租税正義の実現
- 2) 税理士業務の完璧な履行
- 3) 中小企業の存続・発展の支援
- 4) TKC会員事務所の経営基盤の強化
- 5) TKCシステムの徹底活用
- 6) 会員相互の啓発、互助及び親睦

（注）TKC全国会については、別冊『TKC全国会のすべて』またはTKCグループホームページ（<https://www.tkc.jp/>）をご覧ください。

(1) TKC全国会がいま展開する運動について

TKC全国会では、現在、次の二つの重点目標を設定し、その実現に向けて積極的な運動を展開しています。

- ① 重点目標1：次の三大テーマに取り組み、社会的な役割を完遂しよう！
 - 1) 「中小会計要領」に準拠した信頼性の高い決算書の作成と金融機関等への普及促進
 - 2) 「書面添付」の推進（確定決算主義に基づく決算書・申告書の信頼性保証）
 - 3) 「自計化」の推進（黒字決算の実現と適正申告の支援）

② 重点目標2：事務所総合力を発揮し、高付加価値体制を構築しよう！

関与先企業に対して、地域金融機関等との連携により、次の三つを積極的に推進しよう。

- 1) T K Cモニタリング情報サービス
- 2) 経営改善支援（早期経営改善計画策定支援）
- 3) 創業・事業承継・海外展開などの支援

当社では、こうしたT K C全国会の運動を支援するため、中小企業の存続と発展に役立つシステムやサービスの開発・提供に取り組んでいます。

(2) 会計事務所事業部の重点活動テーマについて

当社では、このようなT K C全国会の運動を支援するため、戦略目標を「T K C方式による自計化の推進（F Xシリーズの推進）」「会員導入（T K C全国会への入会促進）」「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMS）の利用促進」——と設定して営業活動を展開してきました。

また、最近の法制度等の変化に対応するため、新たな戦略目標として「電子帳簿保存法への完全対応支援」「T K Cモニタリング情報サービスの推進支援」「特例事業承継税制への対応支援」を設定しています。

① T K C方式による自計化の推進（F Xシリーズの推進）

以下のような営業活動の結果、F Xシリーズのユーザー数は平成30年9月30日現在で約26万社となりました。

1) 「e21まいスター」および「F X 2」の推進

T K C会員の関与先企業向け自計化システムとして、年商5,000万円までの小規模企業を対象とした「e21まいスター」と、年商5億円までの中小企業を対象とした「F X 2」を提供しています。

当期においては、これらの利用を促進するため以下の活動を展開しました。

- a. T K C会員事務所に対してシステムの活用に関する所内研修会を実施するとともに、それぞれの事務所ごとに自計化推進目標の決定と対象企業の絞り込みの支援、および具体的な推進方法を検討する自計化推進会議の開催を支援しました。
- b. 本年の7月に行われた第45回T K C全国役員大会において、T K C会員による農業分野での自計化推進を支援する「F X農業会計」の開発方針、およびF Xシリーズを利用する関与先企業の経営者がスマートフォン等で“いつでも・どこでも”自社の業績を確認できる「スマート業績確認機能」の開発方針を発表し、平成30年10月提供に向けての取り組みを開始しました。

2) 「F X 4クラウド」の推進

T K C会員の優良関与先企業の離脱防止と大型関与先企業拡大を目的として、年商5億～50億円規模の中堅企業向けに統合型会計情報システム「F X 4クラウド」を提供しています。当期においては以下の活動を展開しました。

- a. T K C会員への動機付けを目的として、全国で20のT K C地域会が開催する会計事務所向け研修会の開催を支援し、F X 4クラウドの推進に取り組む事務所の増加に努めました。また、6月からはユーザー企業を対象に「経理業務効率化セミナー」を開催しました。これはF X 4クラウドの強みである部門別業績管理や、自社独自のマネジメントレポートを作成できる「マネジメントレポート設計ツール」の活用法を解説することで、F X 4クラウドを有効活用していただけるよう支援することを狙いとしています。
- b. 経済産業省が実施する「サービス等生産性向上IT導入支援事業」を、会計事務所主導による自計化推進の絶好の機会と捉え、T K C会員事務所へ当事業に関する情報を提供するとともに、関与先企業への利用提案を支援しました。

3) 「T K Cシステムまいサポート」の利用促進

F Xシリーズ利用企業の円滑なシステム運用と、T K C会員事務所が安心して自計化を推進できる環境を提供するため、関与先企業からの電話問い合わせ対応をT K Cの専門スタッフが直接サポートする「T K Cシステムまいサポート」を提供しています。当期においては同サービスの利用事務所数の拡大に努めました。

② 会員導入（T K C全国会への入会促進）

T K C全国会では、平成32年12月末までにT K C会員事務所を1万超とする運動に取り組んでいます。当社はその達成に向けて、T K C全国会ニューメンバーズ・サービス委員会等と密接に連携して会員導入活動を展開しています。

当期においては、T K C会員や関連機関から税理士・公認会計士の紹介を得るとともに、未入会の中堅・大型事務所および独立開業を予定している公認会計士などを対象とした各種セミナーの実施を通じて新規入会を促進しました。

こうした活動の結果、平成30年9月30日現在のT K C会員は約9,600会計事務所、1万1,200会員となりました。なお事務所数と会員数の違いは、1事務所に複数会員がおられることによるものです。

③ 「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMS）」の利用促進

当社では、「税理士事務所オフィス・マネジメント・システム（OMS）」を会計事務所へ提供するすべてのサービスの基盤（プラットフォーム）として位置付けています。

当期においては、OMS利用による各種サービスの強化、すなわち情報セキュリティの強化、TKCモニタリング情報サービスの活用による金融機関との連携強化、会計事務所のコンプライアンス経営の強化——を訴求ポイントとした活用促進を実施しました。

また、OMSのオプション機能として「使用人等に対する監督義務」（税理士法第41条の2）の履行を支援するためにセキュアなチャットツール「TKCチャット」の提供を本年4月から開始しました。

こうした活動の結果、平成30年9月30日現在でOMS利用事務所は約7,200事務所となりました。

④ 電子帳簿保存法への完全対応支援

平成30年度税制改正において、所得税の申告に際して、1) 帳簿の保管に関して電子帳簿保存法の適用を受けている場合、または 2) 電子申告を実施した場合は、青色申告の特別控除額を10万円優遇する旨の内容が盛り込まれました。これは、電子帳簿保存法に基づいて申告の基礎となる帳簿記録の加除・訂正履歴を保存している事業者を税制上優遇するという点で画期的な改正であり、この流れは今後、法人税にも波及していくと考えられています。

⑤ 「TKCモニタリング情報サービス」の推進支援

「TKCモニタリング情報サービス」は、TKC会員事務所が巡回監査と月次決算を行った上で作成された月次試算表、年度決算書などの財務情報を、TKC会員が関与先企業の経営者からの依頼に基づいて無償で金融機関に提供するクラウドサービスです。その情報提供のタイミングは、年度決算書の場合であれば税務署に対する電子申告と同時に行為されるため、最も早いものとなります。

これを採用した金融機関からは、「早期に会計情報が入手できるので、事前に融資先の現状分析ができ、密度の濃い面談ができる」「融資先への訪問時には決算書や試算表を入手する目的ではなく、融資先の事業の内容をヒアリングできるようになった」などの高い評価を得ています。

当期においては、金融機関に対して以下の二つを訴求点として活動しました。

- 1) 中小企業の決算書の信頼性は、以下の3表により確認できること。
 1. TKC会員が実践する税理士法第33条の2に基づく『添付書面』
 2. 会社法第432条が求める帳簿の適時性をTKCが3年分証明する『記帳適時性証明書』（同時に「帳簿＝決算書＝法人税/消費税申告書」の一通貫を証明しています。）
 3. 日本税理士会連合会が制定した『中小会計要領チェックリスト』

2) TKCモニタリング情報サービスによりこれらの書類を迅速に入手できること。これらが評価され、新たに株式会社日本政策金融公庫（国民生活事業）でのサービスの利用が開始（平成30年10月）されるとともに、全国で22の信用保証協会においても採用されています。

こうした活動の結果、当サービスを採用する金融機関は急速に伸びており、平成30年9月30日現在で全国約380の金融機関に採用され、情報提供企業件数は5万件を突破しています。

⑥ 特例事業承継税制への対応支援

経営者の高齢化が進む中で、地域社会においては雇用を支える中小企業の多くが事業承継されることなく廃業することが懸念されています。こうした状況を受け、国は平成30年度税制改正において従来の事業承継税制の措置に加えて、特例措置（「特例事業承継税制」）を設けました。その適用を希望する中小企業は、都道府県へ「特例承継計画」を認定経営革新等支援機関（以下、「認定支援機関」）の指導・助言を受けて作成・提出することが求められることになります。

当社では、認定支援機関であるTKC会員が、中小企業の事業承継を効果的に支援できるよう、TKC全国会とともに「TKC全国会特例事業承継税制対応プロジェクト」を発足させ、システム開発に加え、各種支援ツールの提供、セミナーの企画・運営を実施しております。

また、平成30年6月1日には、特例事業承継税制を適用する場合に必要な「特例承継計画」の作成を可能とした「平成30年版事業承継税制適用支援システム（特例事業承継税制対応版）／TPS8800」を開発・提供しました。

(3) 入会契約書の改定について

平成30年1月1日付で入会契約書を改定しました。これは、TKC全国会の目標である「TKC会員事務所1万超事務所」の達成と、当社がTKC会員事務所へ提供するすべてのサービスのプラットフォームと位置付ける「OMS」と、TKC全国会ネットワーク「P r o F I T」の利用促進を目的としています。これにより、これまで複数種類存在した入会契約書式を一本化したほか、1) 入会金および基本計算料の統一、2) 基本計算料を処理料金に全額充当する措置、3) OMS、P r o F I Tの利用を前提とする契約に変更、4) 基本プログラムセットの値引き、5) OMS、P r o F I Tの利用料の無償化（入会から3年間に限る）——など、会員がこれまで以上に便利にTKCのサービスを受けられるようにいたしました。

当社では、会員へ新入会契約の説明を行うとともに、新契約への移行をご提案しました。

(4) 「適時・正確な記帳に基づく信頼性の高い決算書の作成を支援する」ための活動

① 『中小会計要領』の普及のための支援活動

T K C全国会では、中小企業である関与先企業が準拠すべき会計基準として、平成24年2月に制定された「中小企業の会計に関する基本要領」（『中小会計要領』）を推奨しています。

中小企業庁のホームページでは、「中小企業向け会計ルール」の意義を次のように説明しています。

（出典：<http://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/youryou/about/QandA.htm>）

「中小会計要領とは；

非上場企業である中小企業にとって、上場企業向け会計ルールは必要ありませんが、中小企業でも簡単に利用できる会計ルールは今までありませんでした。中小企業の会計に関する基本要領（中小会計要領）は、次のような中小企業の実態を考えてつくられた会計ルールです。

- **経理人員が少なく、高度な会計処理に対応できる十分な能力や経理体制を持っていない**
- **会計情報の開示を求められる範囲が、取引先、金融機関、同族株主、税務当局等に限定されている**
- **主に法人税法で定める処理を意識した会計処理が行われている場合が多い**

そこで本要領は、1) 自社の経営状況の把握に役立つ会計、2) 利害関係者（金融機関等）への情報提供に資する会計、3) 会計と税制の調和を図った上で、会社計算規則に準拠した会計、4) 中小企業に過重な負担を課さない会計——の考えに沿って作成されています。

当社は、その普及・活用に向けたT K C全国会の運動を支援するため、教材等の整備と他の中小企業支援団体との連携について継続的に取り組んでいます。

② 『記帳適時性証明書』の発行

当社では、T K C会員が当社システムを利用する際にT K Cデータセンターに自動的に残されたロギングデータと過去の時系列データを活用して、金融機関などの第三者が客観的にT K C会員事務所の業務水準を判定するための資料となる『記帳適時性証明書』を無償で発行しています。

この証明書は、関与先企業ごとに、過去3年（36カ月）に遡って「会計事務所が、いつ巡回監査と月次決算を実施したか」を明らかにするものです。と同時に、この証明書が発行されている場合は、1) 日々の記帳に基づいて「会計帳簿」が作成されていること、2) その会計帳簿に基づいて「決算書」が作成されていること、

3) その決算書に基づいて法人税と消費税の「税務申告書」が作成されていること——を証明しています。これを当社では「税務と会計の一气通貫」と呼んでおります。

なお、そのような一气通貫に反するような会計処理がなされた場合は『記帳適時性証明書』は発行されません。このサービスは、TKC会員が作成する決算書と税務申告書の信頼性を高め、関与先企業の円滑な資金調達に貢献することを目的として開発されたものです。これは過去データの遡及的な加除・訂正を禁止する当社の「データセンター利用方式による財務会計処理」の特長を生かしたもので、TKC会員が毎月、関与先企業に出向いて正しい会計記帳を指導（月次巡回監査）しながら、月次決算、確定決算ならびに電子申告に至るまでのすべての業務プロセスを適時に完了したことを株式会社TKCが第三者として証明するものです。

(5) 大企業市場への展開

当社は、TKCシステムの活用により上場企業を中心とする大企業の税務・会計業務の合理化に貢献するとともに、これらの企業およびその関連会社をTKC会員の関与先企業とするための活動を積極的に展開しています。

この活動に資するシステムとして、「TKC連結グループソリューション」（連結会計システム「eCA-DRIVER」、連結納税システム「eConsoliTax」、税効果会計システム「eTaxEffect」、法人電子申告システム「ASPI000R」、統合型会事情報システム「FX5」、電子申告システム「e-TAXシリーズ」、固定資産管理システム「FAManager」、証憑ストレージサービス「TDS」、海外ビジネスモニター「OBMonitor」ほか）を提供しています。

当期においては、当社システムに対する認知度・ブランド力の向上を図るため、TKC全国会中堅・大企業支援研究会（平成30年9月30日現在の会員数は約1,320名）およびTKC全国会海外展開支援研究会（平成30年9月30日現在の会員数は約630名）と連携し、平成30年度税制改正で資本金1億円超の大法人に義務づけられた電子申告への対応のためのセミナーやIFRSの導入に伴う収益認識に関する会計基準の改定、海外M&Aをテーマとしたセミナー、IPOを目指す企業を対象としたセミナー等を開催しています。

また、当社システムユーザーに対して、企業グループ全体の決算・申告業務をカバーする当社システムの強みを生かしたトータル提案を実施しました。さらに6月から、大企業の税務手続き（申請・届出）の電子化を支援するクラウドサービス「TKC税務申請・届出クラウド」の提供を開始しています。

こうした活動の結果、TKC連結グループソリューションの利用企業グループ数は、平成30年9月30日現在で約2,900企業グループ（傘下企業数約1万9,900社）となりました。なお、当社システムは日本の上場企業の売上高トップ100社のうち80%超の企業に採用されています。

(6) 法律情報データベースの市場拡大

当社が独自に構築した法律情報データベース「LEX/DBインターネット」は、明治8年の大審院判例から直近に公開された全法律分野にわたる判例等および当社独自のルートで収集した判例・裁決等を収録しており、その文献総数は平成30年9月30日現在で29万3,000件超とわが国最大の収録件数となっています。また、そのLEX/DBインターネットを中核とする総合的な法律情報データベースである「TKCローライブラリー」は、そのほか92万9,000件を超える論文等の所在情報に加えて、株式会社ぎょうせい社殿、株式会社日本評論社殿、株式会社有斐閣殿、株式会社中央経済社殿、株式会社判例タイムズ社殿など18社の法律専門出版社が運用する57法律情報データベースと連動しており、そのアクセス可能な情報総数は260万件を超えています。

① TKCローライブラリーの利用拡大

TKCローライブラリーの販売促進では、実務に役立つコンテンツを顧客別にパッケージ化（法律事務所向け「法律事務所パック」、企業法務向け「企業法務パック」）することで、その活用をアピールすることに継続して取り組んできました。また、提携先である株式会社労働開発研究会殿と共同開発した労働法関連ポータルサイト「労働法EX+」（平成29年3月提供）は、労働法学会研究会会員向けおよびTKCローライブラリーのオプションコンテンツとして新たな販路での利用拡大につながっています。

当期においては、TKC会員事務所をはじめ大学・法科大学院、官公庁、法律事務所、特許事務所、企業法務部などへの積極的な提案活動の結果、ユーザー数は5万IDを超え、平成30年9月30日現在で1万9,600超の諸機関で利用されています。

② アカデミック市場における展開

「TKC法科大学院教育研究支援システム」を利用する54校の法科大学院に対し、システムの利用を基盤とした早期学修支援制度の導入を提案し、文部科学省の「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム」に応募ができるよう支援しています。このシステムには学生の自学自習を支援する演習システム（「基礎力確認テスト」「短答式過去問題演習トレーニング」「論文演習セミナー」）と、「学習支援NAVI」および「判例学習ドリル」を搭載しています。特に、司法試験に向

けた学習計画と進捗管理および必須の判例学習と演習が行える機能は、司法試験合格者からもその利用効果について高い評価を得ており、年々ユーザー数が拡大しています。

また、当期から大学の学部を対象とした「公務員試験学習ツール」の本格的な展開を開始し、平成30年9月30日現在で16校が契約、56校がトライアル利用を行っています。

③ 海外展開

「TKCローライブラリー（海外版）」の代理店販売については、韓国や台湾、中国をはじめとするアジア諸国、ドイツ、イギリス、アメリカなどの裁判所や政府機関、大学、法律事務所等からの引き合いがあり、アジア諸国を中心に今後も利用拡大が見込まれています。

さらに、海外展開を強化するために名古屋大学のアジア法整備・法教育支援拠点である「日本法教育研究センター」（アジアに8カ所）と連携し、法律家人材育成における現地学生の論文作成でTKCローライブラリーの活用を推進しています。

このような活動の結果、平成30年9月30日現在で70件超の海外ライセンスが利用されています。

5. 地方公共団体事業部門の営業活動と経営成績

地方公共団体事業部門は、会社定款に定める事業目的（第2条第2項：「地方公共団体の行政効率向上のため受託する計算センターの経営」）に基づき、行政効率の向上による住民福祉の増進を支援することを目的として、専門特化した情報サービスを展開しています。

(1) 地方公共団体向けクラウドサービスの開発・提供

当社では、全国の地方公共団体（主に市区町村）を対象とした「TKC行政クラウドサービス」を提供しています。これは、「住民向けサービス」「基幹系サービス」および「庁内情報系サービス」の各種業務を支援する「TASKクラウドサービス」と、納税通知書などの大量一括出力処理を支援する「TASKアウトソーシングサービス」とにより構成されています。

特にTASKクラウドサービスは、当社データセンターを運用拠点として全国の市区町村が共同で利用する単一のパッケージシステムであることから、国の「自治体クラウド」推進政策の観点からも注目されています。

当期においては、新たに「TASKクラウド福祉相談支援システム」の提供を開始したほか、既存システムの機能強化に努めました。

また、一昨年に受注した神奈川県町村情報システム共同事業組合殿（計14町村）の業務については、平成30年9月末までに13町村の基幹系業務システムと、11町村の公会計システムなど内部情報系システムの移行を完了しております。

さらに、横浜会場（6月28日）を皮切りに全国17都市で「T A S Kクラウドフェア2018」を開催するなど積極的な提案活動を展開した結果、当社の基幹系業務システムは平成30年9月30日現在で全国150を超える団体に採用されています。

(2) 住民向けクラウドサービスの拡充

マイナンバーカードの活用策として、住民の利便性向上の観点からコンビニエンスストアにおける証明書等の交付サービスを導入・検討する市区町村が急増しています。

当社では、これを実現するシステムとして「T A S Kクラウド証明書コンビニ交付システム」を提供しています。本システムは全国の市区町村を対象とした初のクラウドサービスとして数多くの稼働実績を持ち、平成30年9月30日現在で政令指定都市を含め全国70を超える団体に採用されています。

当期においては、各種機能の強化拡充を図るほか、本システムの仕組みを利用して庁内の窓口サービス改革を支援する「T A S Kクラウドかんたん窓口システム」を提供し、それぞれについて積極的な提案活動を実施しました。

(3) 地方税電子申告のクラウド化への対応

一般社団法人地方税電子化協議会殿の認定委託先事業者として、同会が運営する地方税電子申告・電子納税の標準システムをクラウド方式で提供するとともに、当社独自の機能として各団体が運用する税務システムとの「データ連携サービス」を開発・提供しています。

また、本サービスの推進にあたっては、アライアンスパートナー契約を結ぶ全国46社とともに提案活動を展開しています。その結果、当社システムの中核をなす「T A S Kクラウド地方税電子申告支援サービス」は、平成30年9月30日現在で全都道府県・市区町村の4割以上にあたる750を超える団体に採用されています。

当期においては、来年10月から全国で運用が開始される地方税共通納税システムを見据えた、新たなデータ連携サービスなど関連サービスの開発・提案活動に取り組みました。

(4) 地方公会計の統一的な基準への対応

市区町村においては、現行の「現金主義会計」（単式簿記）を補完する仕組みとして「発生主義会計」（複式簿記）を整備し、財務書類などを作成・開示するとともに、そのデータを行政経営に活用することが求められています。これを支援するため、当社では国が推奨する日々仕訳方式に対応した「T A S Kクラウド公会計システム」と

その関連システムとして「TASKクラウド固定資産管理システム」「TASKクラウド連結財務書類作成システム」を提供しています。

当期においては、セグメント別財務書類分析機能など新たな活用機能の開発・提案活動を進めたほか、神奈川県町村情報システム共同事業組合殿をはじめ新規顧客団体においてシステムの本稼働および円滑な運用の支援に取り組みました。

その他、新規顧客への提案活動を展開した結果、TASKクラウド公会計システムは平成30年9月30日現在で全国約190団体に採用されています。

(5) その他、法律および制度改正等への対応

わが国政府は今年6月に『世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画』を閣議決定し、国際競争力を強化するためにデジタル技術を徹底的に活用した「行政サービス改革」を断行する方針を打ち出しました。この決定により全国の市区町村においては今後、“デジタル化3原則（デジタルファースト、ワンスオンリー、コネクテッド・ワストップ）”に沿った行政サービスを実現し、利用者（行政、国民、事業者）全体の利便性向上を図ることが求められることになります。

こうした状況を踏まえて、当社では新製品・サービスの企画と開発を一段と加速するとともに最新情報の収集・発信など顧客サポートを強化するため、平成30年4月1日付でシステム開発本部行政システム研究センターに「デジタル・ガバメント対応推進室」と「法制度改正対応推進室」を新設したほか、平成30年10月1日付で行政システム研究センターをシステム開発本部から分離独立し、新たに「システム企画本部」を発足するなど、大幅な組織変更を行いました。当期においては、行政システム研究センターを中心として最先端デジタル技術を活用した次世代システム・サービスの調査・研究、開発を進めております。

6. 印刷事業部門の営業活動と経営成績

当社グループの印刷事業部門は、データプリントサービス（DPS）事業およびビジネスフォームの印刷を基軸に製造・販売を展開しています。

DPS分野では、平成29年10月の第48回衆議院議員総選挙での選挙関連の受注、5月の地方自治体からの通知書関連業務の受注、また官公庁の大口受注、民間企業からの大口DM受注、ビジネス・プロセス・アウトソーシングの定期案件受注などにより、前期比7.8%増の売上高となりました。

ビジネスフォーム印刷分野では、ビジネス帳票の需要が減少傾向にあるものの、大手顧客からの定期的な受注の継続により、売上高は前期に対して3.0%減と小幅な減少に止まりました。

連結貸借対照表 (平成30年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	33,961	流 動 負 債	13,955
現金及び預金	22,268	買掛金	2,824
受取手形及び売掛金	7,690	電子記録債務	1,080
リース投資資産	290	1年内返済予定の長期借入金	142
商品及び製品	200	リース債務	363
仕掛品	255	未払金	2,805
原材料及び貯蔵品	163	未払法人税等	1,689
繰延税金資産	2,213	未払消費税等	492
その他	914	賞与引当金	3,169
貸倒引当金	△35	その他	1,387
固 定 資 産	56,240	固 定 負 債	3,696
有 形 固 定 資 産	17,464	長期借入金	580
建物及び構築物	7,991	リース債務	576
機械装置及び運搬具	596	退職給付に係る負債	2,036
工具、器具及び備品	1,418	その他	501
土地	6,922		
リース資産	275	負 債 合 計	17,651
建設仮勘定	259	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	3,707	株 主 資 本	69,944
ソフトウェア	2,983	資本金	5,700
ソフトウェア仮勘定	698	資本剰余金	5,409
その他	26	利益剰余金	59,806
投 資 其 他 の 資 産	35,068	自己株式	△971
投資有価証券	23,741	その他の包括利益累計額	917
関係会社株式	284	その他有価証券評価差額金	917
長期貸付金	87	新 株 予 約 権	235
繰延税金資産	2,998	非 支 配 株 主 持 分	1,453
長期預金	6,000	純 資 産 合 計	72,550
差入保証金	1,318	負 債 及 び 純 資 産 合 計	90,202
長期リース投資資産	350		
その他	286		
資 産 合 計	90,202		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (平成29年10月1日から平成30年9月30日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		61,621
売上原価		21,002
売上総利益		40,619
販売費及び一般管理費		31,939
営業利益		8,679
営業外収益		
受取利息	31	
受取配当金	122	
受取地代家賃	46	
助成金収入	40	
持分法による投資利益	12	
その他	31	284
営業外費用		
支払利息	2	
その他	0	3
経常利益		8,961
特別利益		
固定資産売却益	3	3
特別損失		
固定資産売却損	3	
固定資産除却損	9	
投資有価証券評価損	53	
減損損失	0	66
税金等調整前当期純利益		8,897
法人税、住民税及び事業税	3,032	
法人税等調整額	△347	2,685
当期純利益		6,212
非支配株主に帰属する当期純利益		54
親会社株主に帰属する当期純利益		6,158

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(平成29年10月1日から平成30年9月30日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計
当期首残高	5,700	5,409	56,549	△968	66,690
当期変動額					
剰余金の配当			△2,901		△2,901
親会社株主に帰属する当期純利益			6,158		6,158
自己株式の取得				△3	△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	3,256	△3	3,253
当期末残高	5,700	5,409	59,806	△971	69,944

	その他の包括利益累計額		新株 予約権	非支配株主 持分	純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	621	621	178	1,401	68,892
当期変動額					
剰余金の配当					△2,901
親会社株主に帰属する当期純利益					6,158
自己株式の取得					△3
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	295	295	57	52	405
当期変動額合計	295	295	57	52	3,658
当期末残高	917	917	235	1,453	72,550

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

I 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 4社

(2) 連結子会社の名称

東京ラインプリンタ印刷株式会社

株式会社スカイコム

T K C保安サービス株式会社

T K Cカスタマーサポートサービス株式会社

上記のうち、T K Cカスタマーサポートサービス株式会社については、当連結会計年度において新たに設立したため、連結の範囲に含めております。

(3) 非連結子会社の数 1社

(4) 非連結子会社の名称

T K C金融保証株式会社

(連結の範囲から除いた理由)

T K C金融保証株式会社は、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないこと、かつ、全体としても重要性がないため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数 2社

(2) 持分法適用関連会社の名称

株式会社T K C出版

アイ・モバイル株式会社

アイ・モバイル株式会社は、決算日が3月末日であり連結決算日現在で本決算に準じた仮決算を行っております。

(3) 持分法を適用しない非連結子会社の数 1社

(4) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

T K C金融保証株式会社

(持分法の適用の範囲から除いた理由)

T K C金融保証株式会社は、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

a. 時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

b. 時価のないもの

移動平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

1) 商品・原材料

先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

2) 製品

進捗度を加味した売価還元法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

- 3) 仕掛品
進捗度を加味した売価還元法又は個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- 4) 貯蔵品
最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
 - ①有形固定資産（リース資産を除く）
定率法
ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
 - ②無形固定資産（リース資産を除く）
 - 1) ソフトウエア
 - a. 市場販売目的のソフトウエア
将来の見込販売数量による償却額と残存有効期間（3年以内）による均等配分額とを比較し、いずれか大きい額をもって償却
 - b. 自社利用のソフトウエア
社内における利用可能期間を5年とする定額法
 - 2) その他
定額法
 - ③リース資産
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
 - ①貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ②賞与引当金
従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- (4) 退職給付に係る会計処理の方法
 - ①退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ②数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、その発生連結会計年度の費用として処理しております。
- (5) 重要な収益及び費用の計上基準
受注制作のソフトウェア（ソフトウェアの開発契約）に係る収益及び売上原価の計上基準
 - ①当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められるプロジェクト
…………… 工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
 - ②その他のプロジェクト…………… 工事完成基準
- (6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
 - ①消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を採用しております。
 - ②連結納税制度を適用しております。

II 連結貸借対照表に関する注記
有形固定資産の減価償却累計額

22,141百万円

III 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(百株)	当連結会計年度 増加株式数(百株)	当連結会計年度 減少株式数(百株)	当連結会計年度 末株式数(百株)
発行済株式				
普通株式	267,310	—	—	267,310
合計	267,310	—	—	267,310
自己株式				
普通株式(注)	3,517	8	—	3,525
合計	3,517	8	—	3,525

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加8百株は、単元未満株式の買取りによる増加8百株であります。

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年12月22日 定時株主総会	普通株式	1,582	60	平成29年9月30日	平成29年12月25日
平成30年5月2日 取締役会	普通株式	1,319	50	平成30年3月31日	平成30年6月11日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の 総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年12月21日 定時株主総会	普通株式	1,450	利益剰余金	55	平成30年9月30日	平成30年12月25日

3. 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く。)の
目的となる株式の種類及び数

普通株式

122,400株

IV 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については、リスクの少ない安全性の高い金融資産で運用しており、主なものとして預金・社債などの金融資産で運用しております。また、投機的なデリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、社内における与信管理に関する規定に則って、支払条件や取引先の信用状況に応じて適正な管理を行い、リスクの軽減を図っております。

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的到时価や発行体の財務状況等を把握し、継続的に保有状況の見直しを行っております。

長期預金は、期限前解約特約付預金(コーラブル預金)が含まれております。

- 営業債務である買掛金、未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。
- (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく時価のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んだ一定の前提条件を採用しているため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日現在における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（注）2. 参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金及び預金	22,268	22,268	—
(2) 受取手形及び売掛金 貸倒引当金	7,690 △35		
	7,654	7,654	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	23,638	23,638	—
(4) 長期預金	6,000	5,999	△0
資産計	59,562	59,562	△0
(1) 買掛金	2,824	2,824	—
(2) 未払金	2,805	2,805	—
負債計	5,629	5,629	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらの大半は短期間で決済されるため、時価が帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価は、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 長期預金

これらの時価は、元利金の合計を同様の新規預入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値と取引金融機関から提示された内包されるデリバティブ部分の時価評価により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 非上場株式等（連結貸借対照表計上額102百万円）及び関係会社株式（連結貸借対照表計上額284百万円）は、市場価額がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、資産の「(3) 投資有価証券 その他有価証券」に含めておりません。

V 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額

2,686円32銭

2. 1株当たり当期純利益

233円46銭

VI 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

会社概要

1. 商号 株式会社TKC
2. 英文社名 TKC Corporation
3. 本店所在地 栃木県宇都宮市鶴田町1758番地
4. 設立年月日 昭和41年10月22日
5. 資本金 57億円
6. 発行済株式の総数 26,731,033株
7. 従業員数 連結：2,553名／個別：2,225名
8. ホームページアドレス <https://www.tkc.jp/>
9. 主要な事業所

栃木本社（本店）	栃木県宇都宮市																		
東京本社	東京都新宿区																		
システム開発研究所	栃木県宇都宮市																		
インターネット・サービスセンター	栃木県宇都宮市近郊																		
統合情報センター（9拠点）	<table border="0"> <tr> <td>北海道</td> <td>北海道札幌市</td> </tr> <tr> <td>東北</td> <td>宮城県仙台市</td> </tr> <tr> <td>栃木</td> <td>栃木県宇都宮市</td> </tr> <tr> <td>東京</td> <td>東京都練馬区</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>愛知県春日井市</td> </tr> <tr> <td>関西</td> <td>大阪府茨木市</td> </tr> <tr> <td>中四国</td> <td>岡山県岡山市</td> </tr> <tr> <td>九州</td> <td>福岡県古賀市</td> </tr> <tr> <td>沖縄</td> <td>沖縄県那覇市</td> </tr> </table>	北海道	北海道札幌市	東北	宮城県仙台市	栃木	栃木県宇都宮市	東京	東京都練馬区	中部	愛知県春日井市	関西	大阪府茨木市	中四国	岡山県岡山市	九州	福岡県古賀市	沖縄	沖縄県那覇市
北海道	北海道札幌市																		
東北	宮城県仙台市																		
栃木	栃木県宇都宮市																		
東京	東京都練馬区																		
中部	愛知県春日井市																		
関西	大阪府茨木市																		
中四国	岡山県岡山市																		
九州	福岡県古賀市																		
沖縄	沖縄県那覇市																		
統括センター（4拠点）	<table border="0"> <tr> <td>東日本</td> <td>埼玉県さいたま市</td> </tr> <tr> <td>首都圏</td> <td>東京都新宿区</td> </tr> <tr> <td>近畿中部</td> <td>大阪府大阪市</td> </tr> <tr> <td>西日本</td> <td>岡山県岡山市</td> </tr> </table>	東日本	埼玉県さいたま市	首都圏	東京都新宿区	近畿中部	大阪府大阪市	西日本	岡山県岡山市										
東日本	埼玉県さいたま市																		
首都圏	東京都新宿区																		
近畿中部	大阪府大阪市																		
西日本	岡山県岡山市																		
SCGサービスセンター（56拠点）																			
地方公共団体事業部地域営業所（13拠点）																			
サプライ事業部支社（2拠点）																			

10. 重要な親会社及び子会社の状況

- ①親会社との関係
該当事項はありません。
- ②子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社TLP	100百万円	55.0%	印刷業、電子計算機用連続帳票等の製造・販売
TKC保安サービス株式会社	10百万円	100%	警備・営繕及び清掃業務
株式会社スカイコム	100百万円	100%	ソフトウェア・プロダクトの開発・販売
TKCカスタマーサポートサービス株式会社	25百万円	100%	ヘルプデスクサービス業務

- (注) 1. 株式会社TLPは、平成30年10月1日に東京ラインプリンタ印刷株式会社から社名を変更しました。
2. 当社は平成29年10月5日付で100%子会社TKCカスタマーサポートサービス株式会社を設立しました。

役員等の状況 (平成30年12月21日現在)

名誉会長		飯	塚	真	玄
役員					
代表取締役	社長執行役員	角		一	幸
代表取締役	副社長執行役員	岩	田		仁
代表取締役	専務執行役員	飯	塚	真	規
取締役	常務執行役員	伊	藤		誠
取締役	常務執行役員	湯	澤	正	夫
取締役	常務執行役員	五十	嵐	康	生
取締役	常務執行役員	飛	鷹		聡
取締役	執行役員	刈	屋	武	宏
社外取締役		田	口		操
社外取締役		押し	田	吉	真
常勤監査役		みや	下	恒	夫
常勤監査役		なか	西	清	嗣
社外監査役		まつ	もと	けん	じ
社外監査役		たか	しま	よし	き
		高	島	良	樹

株主MEMO

1. 事業年度 毎年10月1日から翌年9月30日まで
2. 定時株主総会 毎年12月に開催します。
3. 単元株式数 100株
4. 基準日 (1)定時株主総会・期末配当基準日
毎年9月30日
(2)中間配当基準日
毎年3月31日
5. 株主名簿管理人・特別口座の口座管理機関 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
6. 郵便物送付先・電話照会先 〒137-8081 新東京郵便局私書箱第29号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号：0120-232-711（フリーダイヤル）
7. 事務取扱場所 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
8. 住所変更・単元未満株式の買取・買増等の申出先について 株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様におかれましては、特別口座の口座管理機関である三菱UFJ信託銀行株式会社（上記6. 郵便物送付先・電話照会先）にお申出ください。
9. 買取・買増の手数料 以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数又は買増した単元未満株式の数で按分した金額（算式）
1株当たりの買取価格又は1株当たりの買増価格に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち
100万円以下の金額につき 1.150%
（注）1単元当たりの算定額が2,500円に満たない場合は、2,500円とする。
10. 未払配当金の支払いについて 三菱UFJ信託銀行株式会社（上記6. 郵便物送付先・電話照会先）にお申出ください。
11. 配当金計算書について 配当金お支払いの際にご送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができます。確定申告をなされる株主様は大切に保管ください。
ただし、株式数比例配分方式をご選択いただいている株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引の証券会社にご確認をお願いします。
12. 株主様のご住所・お名前前に使用する文字に関するご案内 株券電子化に伴い、株主様のご住所・お名前の文字に、株式会社証券保管振替機構（ほふり）が振替制度で指定していない漢字等が含まれている場合は、その全部又は一部をほふりが指定した文字又はカタカナに変換して、株主名簿にご登録いたしております。このため、株主様にご送付する通知物の宛先が、ほふりが指定した文字に置換えられる場合がありますのでご了承ください。
なお、株主様のご住所・お名前として登録されている文字については、お取引の証券会社等にお問い合わせください。